

## 「滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案」

について

### 1 廃止の理由

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場を廃止するため、滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例（平成 11 年滋賀県条例第 21 号）を廃止しようとするものです。

### 2 概要

- (1) この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行することとします。
- (2) 関係条例について必要な改正を行うこととします。

### 3 その他

#### (1) 施設の概要

- 設置目的 野外における集団生活を通じて青少年の健全な発達を図る。
- 設置年月 平成 11 年 3 月
- 所在地 長浜市中野町 1427 (旧虎姫町)
- 建物 中央管理棟 633.36 m<sup>2</sup> (木造)  
宿泊室 (全 8 室) 719.31 m<sup>2</sup> (木造)  
炊事棟 60.64 m<sup>2</sup> (木造)  
便所棟 85.14 m<sup>2</sup> (木造)
- 土地 14,965 m<sup>2</sup>  
(地元中野区の土地を長浜市から無償転貸借)
- 年間延利用者数 2,394 人 (平成 24 年度)

#### (2) 廃止予定日

平成 25 年 11 月 1 日